



越谷市

令和5年（2023年）11月27日

報道機関 各位

証明書発行手数料のキャッシュレス決済の導入について

12月18日（月）から、窓口での住民票の写しや課税証明書等の発行手数料の支払いに、キャッシュレス決済を導入いたします。

市民が窓口で支払いをする際の選択肢を増やすことで、老若男女の幅広い方々が利用しやすい市役所を目指します。また、窓口ではキャッシュレス端末・自動釣銭機を導入することにより、会計の時間が短縮され、市民をお待たせしない窓口の実現を図ります。

1 キャッシュレス決済を導入する窓口

・市民税課（税証明総合窓口）	モバイル決済端末	1台
・市民課	セミセルフレジ	2台
・パスポートセンター	通常レジ	1台
・北部出張所	セミセルフレジ	1台
・南部出張所	セミセルフレジ	1台

※セミセルフレジ：職員が交付する証明書を登録し、来庁者が自ら精算機で決済することもできるレジ

2 キャッシュレス決済を導入する手数料

戸籍謄本（抄本）、住民票の写し、印鑑登録証明書、課税（非課税）証明書等にかかる発行手数料



導入予定のセミセルフレジ

3 導入する決済手段（利用申請したもの。下線は決定済）

- ・クレジットカード決済（Visa、MasterCard、JCB・AMEX・Diners・DISCOVER）
- ・電子マネー決済（交通系IC、楽天Edy、iD、WAON、nanaco、QUICPay）
- ・コード決済（PayPay、楽天ペイ、d払い、auPAY）

4 導入経費

約690万円（月額利用料及び決済手数料を除く）

※内閣府デジタル田園都市国家構想交付金による補助額 約340万円
（補助率1/2）

問合せ：会計課長 ささの すずむ 笹野 晋

TEL:048-963-9252